

岩手県告示第 190 号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急診療所である。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
徳永整形外科	紫波郡矢巾町字南矢幅第 9 地割 320 番地	平成 23 年 3 月 28 日